

第三者委員会の設置と委嘱

日時 2021年7月5日 午後6時～7時30分

場所 麻生商店街事務所

出席者 稲川理事長

劔物副理事長

木村専務

鹿角弁護士

横山弁護士

議題 第三者委員会委員の委嘱および第三者委員会設置について

木村専務 最初に依頼を正式にする。

鹿角弁護士 第三者委員会の規定はない。

木村専務 期間的にはいつぐらいとなるか。

鹿角弁護士 いつまでに出すというのはこちらで決めて問題ないか。

劔物氏 前回総会は5月に終了しており、次回総会は来年5月ということになる。
臨時総会開催であればこれを報告するために開催することは可能だと思う。

横山弁護士 ここの特別委員会の結果が総会に諮られていないというのはこの前の総会の事か。

劔物氏 ここでいう特別委員会は過去の特別委員会の事である。

理事長 臨時総会開いてこれだけで決着してしまえば来年の総会は楽になる。

横山弁護士 たぶん最初から納得するつもりはないだろう。なので、見解を出してきちっとやったということにするしかない。

鹿角弁護士 この内容ではやりようがない、箇条書きの弁護士の顛末というのは何を意味しているのか。この全部は扱えない。

劔物氏 箇条書きしたものをそれぞれ調査するのではなく、こういうのが参考に、ということだ。こういうことが起きないように組織の問題点があるのであればそういうところをきちっとするという意味である。

横山弁護士 この和解にしてもここで過去の事は決着してるので、やはり将来の組合の在り方であるので、同じような紛争が起きないためにどうしたらいいかということをそういう仕組みづくりでいいと思う。

木村専務 向こうはそうではない。不満が残っているにもかかわらず纏めてしまったので、第三者委員会でもう一度精査するという希望がある。それは無視するが、しっかり納得させたい。

鹿角弁護士	箇条書きの1番目について、予算付けなく弁護士費用が決められて出されたということであれば問題ありそうな気はする。
横山弁護士	今後納得いくようにするには理事会の決議を図るとか、総会まではいらないと思うので理事会で決議をする必要がある。
木村専務	弁護士費用は争いの何パーセントということで正当な弁護士費用を請求されたが、交渉して何パーセントか引いてくれた。先方はこれが予算付けしていないのに払ったと言っている。
劔物氏	そういうときだけは組合員としてですからね。
鹿角弁護士	契約を先にしているということですね。
横山弁護士	理事会では相談されているのか。
木村専務	理事会で話はしているが、理事会の議事録に載せなかった。
横山弁護士	組合の会則とかあるのか。運営規定とか、定款以外のものはあるのか。
木村専務	先方は、組合法とかにのっとっていないことがいっぱいあると言ってきている。抜粋してしか定款は作っていないので。この問題に関しては組合の中でやってた問題であったので大げさには考えてなかった。
鹿角弁護士	定款に必ず入れなくてはならないというわけではない。定款にないことでも法律に規定があれば守らなければならないこともある。
横山弁護士	なにになにの場合には理事会の決議を図るとか一応規定はあるんですよね。
事務局	弁護士費用とか個別の問題を話しても仕方がないのではないのか。
横山弁護士	個別の費目で条件つけても仕方ないと思うんで。
劔物氏	今年の予算組にないものが発生した場合にどうするか決定をしてお金を動かしていいのかというルール決めである。定款にのっとってやるけども足りないんであれば規約なり作らなければいけないのか、定款にあるのに守っていなかったんだったら遵守しますというような制度でなくてはならないというような。
事務局	予算建てするが、予算の拘束力というか、予算なので、当然過不足が発生する。
木村専務	回して使ったりするんで、そういうことは今まで問題なく皆さんが理解してくれれば何とか決算的には終わらせようとしてやってきたが、そういうどんぶり勘定的なものも向こうからすればいい加減ぽいようなことを言われる。
横山弁護士	将来の事としてはそこを基本的には理事会の決議で、会社であれば取締役会で決めていいことを理事会で決めることにして、形のうえで多分議事録は必ずできると思うんで将来そういう風にしましょうという規則なり規約なりを定款などで多分我々で確認して不足がありそうな部分とかを抽出して文章化する。

木村専務 今度はこれを相手に発表した時に相手がわかったと言ってくれればいいんですけども違うことになってきたときに紙一枚で説得してしまうのか、ある程度口頭の説明会が必要になるのか。向こうが希望しなければいいんだけど。そこまで先生方に出てもらう必要があるのか、ちょっと私も。対推進協議会のメンバーと納得説得するという意味の資料作りになるのか。

鹿角弁護士 通常はたぶん意見書という形で最終的にはまとめたものを出す、それについて特段質疑応答というのはあまりイメージはしていない。

横山弁護士 過去の事を含むかどうかということが大きな問題だと思うので、過去の事は含まない和解です、と。

木村専務 それを納得してもらうためにこれはもう終わってることとした内容ですと。それについては対応しないということで、それを言葉にするのと口で説明するのとでは相手がどう納得するか疑問である。

横山弁護士 推進協の方たちというのは組合員ですよ、何人ぐらいいるのか。

木村専務 3人である。

剣物氏 逆に3人いれば100分の3をクリアできるから3人でいいという。

鹿角弁護士 委員会始まる前に説明してもらいたいということなのか。

剣物氏 するのであれば、個別の項目は含みませんというしかできないんですよ、だからそういうことがわかりましたとそういうことができないようなやっぱり規約に問題があるのであればそういう風にするしかないとするか、もしくはある程度意見書を作った段階でこういうふうにしてそれを商店街で順守してもらうしかありませんねという話しかできないから。書面でやるか会ってやるかの違いだけです。それは弁護士さんの口から過去の事だからできませんと言ってほしいのはわかりますけど。

理事長 それにしても先方は納得しない。総会開いても多数決とか。前も特別委員会というのをやったことがある、この問題に似たような問題で。結果的に多数決でやると全会一致でなきゃ、俺が反対してるのだから、という。

剣物氏 整理するが、この和解の条項にある第三者委員会についてはあっちの意見を伺ったり納得してもらったりそういうことは必要ない。だからきちっとした形で誠意あるやり方をしましたよと示すだけでいいはずなんです。

横山弁護士 報告すると書いてあるだけですから、承諾を得るとは書いてない。

剣物氏 きちっとやったうえで報告しますというのは書面であろが何だろうがそれは何も言ってくるでも跳ね返せばいいだけです。その代わりきちっとやれば問題ない。それで何か言ってきたらこっちで対応することだから。こういう問題点をまず全部見てもらって定款もそうだし規約もそうだし、過去にどういうことがあったからこうやって言ってるのかなというのを洗いざらい見ていただいて判断してもらわないと。

横山弁護士 何やっても納得はしないと思いますよ、納得することを目標にすると、たぶん終わらないから、なので、取りあえず体裁を繕って報告をしてあとはもう相手にしないと、むしろ。

劔物氏 まずは今回の裁判、和解の付帯事項、約束したことを守ります、きちっとした組合運営を諸問題を改善します、そこまでやったうえで文句言ってきたことは別な問題ですから、それはそれで時効ですよとかそういう対応をしていくしかないです。

木村専務 今までの開示がなされていないとかいうことは。

劔物氏 あっちの言っていることが正しいのならしなきゃいけないかもしれない。

劔物氏 それは鹿角先生も分かっているもので、こういうものが必要だと言ってもらえればこっちも対応する。それをもって報告していったん終わりにすると。なんか言ってくると思うんですけど。

鹿角弁護士 こういったものを参考に定款に問題があるかどうかとかそういったところを見直して。

横山弁護士 今後こういう不満が出ないようにするにはどうするかという視点で。

木村専務 定款も見ても変えるところは変えて今後のために変更したほうがいいということもまとめてほしい。

鹿角弁護士 定款自体は最終的には総会に諮って変更、そこは事務局で意見を参考に最終的には作ってもらうことになる。後は費用的な面ですけど、大体どれくらい見てくれますか。役所の場合は日当が決まっていたりするんですけど。

劔物氏 正直な話、最低三人はいるよねということで、10、10、10で受けてくれたら30で済むかなと正直なところ思っていたんです。最初のプランで、ハイやりましたというのであればOKだったんでしょうけど、ちょっと内容があれですから。

横山弁護士 大体のイメージの金額があつてただボリュームとか何回やるとかどのくらいの事があるのかということがまだはっきりわからないので、正確な金額をここで決めてしまうというのはちょっと難しいのではないかな。

鹿角弁護士 最初にある程度決まった方がいいですよ。日当にするのか、一回いくらとするのか、報告書出すという業務まで決めて報告書出した時点でいくらになるか。

横山弁護士 あるいは報告書そのものに一定の金額つけて、原則的なイメージとしては先ほどおっしゃったような金額、これを全部事情聴取して報告書化していくのであれば相当になるかと思うが、そういう件ではないでしょうね。

鹿角弁護士 年内には何とか終わらせる感じで、来年の五月ということにはたぶんならない。なるべく早い時期には終わるようにはしたい。少なくともこの和解の条項をしたといえるようにはしたいです。次回までに二人で相談してご

連絡します。

劔物氏

今回は委嘱するということでした承。その通知を推進協の方にするに際し、アドバイスをしてもらいたい。事務局作成の参考文書があるが、ここまで書く必要はないのではないかな。

鹿角弁護士

例えば、この和解条項にのっとって第三者委員会を立ち上げて、委員はこれこれになって何時から委員会設置してスタートしますというのだけあれば本来はたぶんいいんでしょうけど、例えば、残額は組合員全体の利益のために活用していただきたいとか、それは通知とは別の、組合として相手に伝えたいことであればそれは組合として入れてもいいと思うんですけど、第三者委員会としては条項にのっとって立ち上がって近日中に設置してスタートして来年の総会には報告したいと考えているぐらいでいい。設置したということを伝えるのであれば、契約した後に通知したほうがいい。事前に委嘱しました、という通知だけでいいんですけど。設置したということをすぐは通知しないでいいんじゃないですかね、委嘱して近日中に設置されてスタートしていきますぐらいでいいのではないかな。

劔物氏

急いでいるというか、だれにするか先に相談してよこせみたいなこと言われてこないで電話でそんなに受けてくれる人いないから鹿角弁護士ともうひと方弁護士さんをお願いしますからと伝えたんです。札幌弁護士会でも税理士会でもそんな紹介制度はありませんよと、きちっとやるということを前提をお願いしますんで、という話だけはしたんですよ。ほんとは意見をしたかったんでしょう、僕の知り合いでないかとか、第三者性に欠けるんでないかとか、そういうことを言いたかったんです、きっと会計の資格を持っていて弁護士の資格も持っていてそういう専門的な人を入れろみたいなことを言ってたんで、だから契約してこういう形になりましたって言った方がいいかな。

鹿角弁護士

そうですね、決まって第三者委員会もその時に設置しましたということにして。

劔物氏

中身ほんとに和解条項のあれで創設しましたよという報告だけの通知でいい。相手の自由になるお金でないですよ。

鹿角弁護士

次は何らかの形で契約内容を提示させていただいてよければまた集まって正式に受けて、あとは委員会のタイミングは二人で詰めていくということにする。

理事長

役員会でみんなに会ってもらうか。この問題に関しては一般理事は入れてないで大体三役でやってる、理事会の時に報告ということでやっている。

横山弁護士

承認が得られる状況にあるということですね。

理事長

私は10月いっぱい終わらせたい。その後臨時総会開いて終わらせた

い。

劔物氏

その方がいい。遅くとも年内ぐらいの。

(中略)

鹿角弁護士

第三者委員会終えて何も言うことができなくなったのにもかかわらずなんかやってるってことであれば問題はあるかもしれない。今はまだ第三者委員会を設置していない状況だからこれについては言ってくるかもしれないけど、それが終わってから何かやるようであれば。

木村専務

山内さんの本音は過去のものまで第三者委員会で調べさせようとしてたから。

劔物氏

それは裁判に入れなかったことの苦肉の策だと思う。

それでは今日の会議はこれで終わります。

以上